

中野区教育委員会会議録 平成25年第26回定例会

○開会日 平成25年8月30日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時25分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

委 員 渡 邊 仁

○傍聴者数 2人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第19号議案 平成26年度使用教科用図書の採択について

[協議事項]

(1) 学校施設整備計画及び学校施設の標準仕様の策定について(子ども教育施設担当)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①登録有形文化財(建造物)の登録について(知的資産担当)

②平成25年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率について(学校教育担当)

③区立小・中学校卒業生進路状況について(学校教育担当)

中野区 教育委員会  
第 2 6 回定例会  
(平成 2 5 年 8 月 3 0 日)

午前 10 時 00 分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第 26 回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日は事務局報告事項の 1 番目に関連して、健康福祉部副参事、学習スポーツ担当浅川靖さんに出席を求めていますので、ご承知おきください。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

<日程第 1 >

大島委員長

日程第 1、第 19 号議案、「平成 26 年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第 19 号議案「平成 26 年度使用教科用図書の採択について」、ご説明いたします。

まず提案理由ですが、平成 26 年度に中野区立小・中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるということでございます。

裏面をごらんください。

別紙に、平成 26 年度に使用する小・中学校の教科書の一覧表があります。

別紙のほうの 1 ページをごらんください。まず、平成 22 年度に採択をいただいている検定教科書につきましては、小学校におきましては平成 23 年から平成 26 年度まで使用するという形になりますので、ここに現在使っている教科書の一覧を示したものであります。

次年度は平成 26 年度になりますので、平成 27 年度から使用する教科書の採択、大きな採択がえの年になります。

めくっていただきまして、特別支援学級で使用する教科用図書ですが、1 ページ目の検定の教科書を使うこともできるのですが、児童・生徒の発達状況を踏まえて、各学校で子どもたちに一番ふさわしい教科書を選定することができます。

2 ページ目にあるのは、文部科学省が著作の名義を有しています教科用図書。

それから3 ページ目からは、一般図書といわれる、いわゆる学校教育法附則第9 条の規定により各学校が選んだものでございます。

小学校につきましては、3 ページから6 ページまでが教科別に記されています。

目の前のテーブルの上に、学校教育法附則9 条による一般図書はどんなものかということで、委員室のほうにも置かせていただきましたが、ここに一部を並べさせていただきます。

これをざっと見ていただくと、例えば図ですとか、それから絵を中心にとか、子どもたちが比較的、直感的に捉えることができるようなものが工夫されているかと思えます。

中には、4 こま漫画のようなものを使って、物事の仕組みをわかりやすく説明しているものもあります。

小学校については6 ページまで記されています。

中学校は7 ページに検定教科書、それから8 ページに文部科学省が著作の名義を有している教科書、いわゆる星本というものですが、そして、9 ページから最後のページまでが一般図書という形で並べられています。

中学校のほうは比較的教科の学習が多くなる部分がありますので、例えば文部科学省が著作の名義を有している教科書ですとか、検定教科書の一部を学年を下げているような使い方をしている学校も幾つか見られます。

以上の内容につきまして、ぜひご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

大島委員長

それでは、ただいまの上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

小林委員

小学校の特別支援学級用、いわゆる一般図書はここにも並べられていますけれども、これに関して何か学校から、この間、これについては使いづらいとか、逆に、指導上非常に効果的だったというような情報がもし上がっているようでしたら、教えていただきたいと思えます。

指導室長

まず、保護者のほうから少しご意見をいただいている部分がありまして、一般図書もとてもいいものなのですが、子どもの発達に合ったようなものをぜひ採択してほしいという

ようなご要望をいただいています。

それにつきましては、学校のほうでも検討しては、先ほども少し申しあげましたが、例えば検定の教科書でも学年を落とすですとか、それから小学校1年生ぐらいですと、検定教科書を用いても、比較的授業もできる場合、そういうお子さんの場合もありますので、その辺を学校は少し意識しているように思います。

それから、それぞれの学級のお子さんによっていろいろ発達段階が異なりますので、例えば文部科学省の著作本などを少し多目に使っている学校も一部見られますし、それはもう学校が子どもを見て判断しているかなと考えております。

大島委員長

ほかにございますか。

小林委員

これは確認ですけれども、特別支援学級に関してはこういった一般図書ということで、普通学級の場合に、検定教科書は当然、これは法的に全部配布されているわけですが、特別支援学級の子どもたちについては、いわゆる検定教科書は配布されていないという認識でよろしいですか。それとも、それは重複しているのでしょうか。

指導室長

学校によっては、例えば小学校1年生の国語では検定教科書という形で採択を希望してきておりますので、それについては検定教科書を採択する形になります。

小林委員

そうしますと、学校のそのまた学級の実態に応じて、どちらでも選べるというか、そういったものを使用するというようなことでよろしいわけですね。

指導室長

そのとおりでございます。

大島委員長

関連すると思うのですが、特別支援学級の場合、例えばAさんという人が使う教科書が国語、算数とかあるとして、それはその方に配布されるのでしょうか。その子が使うというものについて配布されるのでしょうか。それとも、学校に備えつけてあって、借りて使うみたいな形なのか。その辺はどうでしょうか。

指導室長

まず、学年で何を使うかというのを採択しますので、子どもによって別ということでは

ないです。また、教科書は個人に対して配布をさせていただいています。

大島委員長

わかりました。

ほかに質疑は、よろしいでしょうか。

高木委員

通常級の検定教科書、区立小学校用、区立中学校用につきましては、教育委員の学校訪問で各学校を訪問した際とか、学校公開へ行った際に授業を見るときに、特に私は自分が採択に関与した教科書がどう使われているかというのは興味があって見るところがあるのです。

例えば、小学校の書写ですと、教科書の大きさによって、この大きさだったら習字をやったときに邪魔にならないかなんていう論点があったとき、本当に現場でそうなっているのかとか、そういう関心を持って。あるいは、中学校のトータルイングリッシュなんかは、従来よりちょっと違う系統のものを選んだかな。ただ、今の子どもたちにはすごく適切だと我々は判断して選んだので、そういう観点を、非常に強く関心を持って、学校に行ったときは見ているわけですが、今のところは特に問題はなく推移していると思いますので、こちらに関しては通常、採択がえはしないという状況ですが、これでよろしいのかなど。

特別支援学級の教科書につきましても、これは非常にやはり、これだけ全部、一つ一つあると難しいのですけれども、多分、各学校で今いる児童・生徒の実態に合わせて考えていると思いますので、適切、この案で私は賛成でございます。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

確認ですけれども、先ほど指導室長からもご説明がありましたけれども、通常級で使う検定教科書につきましては小学校、中学校とも、ことしは採択がえの年ではありませんので、前に選んだ教科書と同じものを採択するということが法律上定められておりますので、法律上もほかの教科書を採択したいとか、そういう余地はないということが前提でございます。

特別支援学級用の一般図書については、毎年新しいものを選択するということは可能ではありますけれども、各学校の実情等、総合的に勘案してこの案に、今回の議案に出ている図書が妥当なのではないかということで提案されたと、そういうことでございます。

それでは、以上を前提としまして、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 19 号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で議決案件の審議が終了いたしました。

<協議事項>

大島委員長

続きまして、協議事項「学校施設整備計画及び学校施設の標準仕様の策定について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは私のほうから、「学校施設整備計画及び学校施設の標準仕様の策定について」ご説明させていただきます。

まず 1 番目の「学校施設整備計画について」でございますが、この計画に向けた経緯等でございます。

中野区内の区立小・中学校に関して校舎の主要部分が建築後 50 年を経過した学校が平和の森小学校を除いても、平成 24 年度まででもう既に 6 校ございます。

今後 10 年間で 10 校が建築後 50 年を経過することになります。

別紙の資料を参照していただけますでしょうか。別紙の表でございますけれども、網掛けの部分が統合新校、括弧内は統合年度を指してございます。四角い線で囲っている部分に関しては、今回、学校施設調査を実施する学校でございます。

それで、上のほうの平成 20 年から平成 24 年度まで、平和の森小学校を除いて 6 校が既に建築後 50 年を経過してございます。さらに、平成 25 年から平成 34 年、平成 29 年の第九中とありますけれども、現中野中学校の校舎でございますけれども、これを除いて 10 校、今後 10 年間で建築後 50 年を経過するということになります。

それでは、表に戻っていただきまして、しかしの部分からになりますけれども、こういう、もう 50 年を迎える学校がございまして、何らかの対策が必要になるというところがございますけれども、校舎の改築を行う場合、多額な経費が必要でございます。区の財政状況が厳しいことから、一遍に全て改築することは難しいということになります。国においても、大規模改修による校舎の長寿命化を推進しているところでございます。



また、昨年度策定してございます学校再編計画第2次では、大規模改修によりまして統合新校として使用する学校について、建物の調査・診断の結果によりまして、大規模改修にするか改築にするかの判断をすることとしております。それに合わせまして、校舎の主要部分が50年、建築後50年を経過した学校も建物の調査・診断をすることとしてございます。

以上のような状況、それと、工事期間中の仮校舎の確保などを考慮いたしまして、中・長期的な学校施設整備を策定していく必要があるというところでございます。

(2)の「計画策定に向けた課題等」でございますけれども、まず改築と大規模改修の判断基準でございます。

今回、学校施設調査を行っていきますけれども、躯体の構造的な問題等は出てきますが、それ以外に、要は財政面で対応可能なのかどうかというところを総合的に判断していかなければいけないという問題。

それと、必要な財源の確保ですね。改築するにしろ、大規模改修にするにしろ、やはり財源の確保をしていかなければいけないということになります。

内容的には一般財源、義務教育施設整備基金とか区債、あとは補助金の関係が考えられますけれども、これを使いながら財源の確保をしていくということが考えられます。

それと、学校再編計画第2次の整備時期との調整を図らなければならないということになります。やはり経費の平準化とか業務の平準化ということを想定しながら、どうやっていくのかという。

それと、工事期間中の仮校舎の確保でございます。やはり経費を抑えることとか、授業に支障がないように行っていくためには仮校舎を確保していかなければならないということでございます。

それと、建築基準法等の関連法令の順守ということになります。建築基準法等は過去何回か改正になってございまして、現校舎等が既存不適格になっている部分がございますので、改築とか増築をする場合に関しては、要は建築基準法等を適用していくと同規模の校舎を維持していくのは難しいという状況にもなる場合があります。

それで、(3)の「今後の予定」でございまして、ごらんとおりでございまして。

裏にいまして、2の「標準仕様について」ということで、経緯等でございまして、学校施設でございまして、機能的に、構造的に規模的にも望ましい水準で計画する必要があります。子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるような

充実した施設が求められているという状況でございます。

しかしながら、区内の小・中学校の敷地でございますけれども、小規模なものが多く、望ましい水準での改築が困難なものも少なくありません。それで、先ほどの建築基準法上の問題も挙げましたけれども、日影規制等の影響も大きいことから、要は同規模での校舎を改築等することはなかなか難しいという状況なので、よりコンパクトな校舎を建設していくということが必要になってございます。それと、施設整備に当たっては、限られた財源の中で効率的、効果的に整備を進めていく必要がございます。

このようなことから、地域特性も生かしながら、学校施設としての標準仕様を定めまして、施設整備を進めていくというところでございます。

(2)の「標準仕様で定める内容」でございますけれども、学校規模、学校全体の延べ床面積です。それとか屋内運動場、体育館ですけれども、その面積などを要は決めていかないといけないということが一番求められているところでございます。

それと、基本となる普通教室の大きさです。普通教室の大きさも決めていかなければいけない。一番大事なところなのですが、既存の教室等に関しては大体 63 平米になっておりますけれども、この普通教室の大きさをどのようにしていくのかということが求められているところでございます。

それと、施設構成でございますけれども、特別教室等の種類です。要は、どういう特別教室が必要なのかということをやはり決めていかないといけない。それと、教室数です。例えば少人数指導教室とか、多目的室とか、そういう教室数がどの程度必要なのかというところ。それと、特別教室自体の大きさをどの程度にしていくのかということが求められているところでございます。

既存校舎等でございますと、普通教室の 1.5 倍ぐらいが大体、特別教室の大きさになってございますけれども、ただ、活用方法によってはそれ以上の大きさになる場合もございます。

その他でございますけれども、緑化、自然エネルギーの活用。例えば校庭の芝生化とか太陽光発電に関しても、どうやって進めていくのかということも検討しないといけないというところになります。

今後の予定はごらんのとおりでございます。

3 番目の計画等の位置づけは、この表のとおりでございます。

それと、中野区でも参考にしてございますけれども、世田谷区と北区の標準仕様書。そ

れと北区の小・中学校の整備方針を参考にして考えていけないといけないというところで、実績のある世田谷区、北区を参考にしてございます。

説明は以上のとおりでございます。

大島委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言等ありましたらお願いいたします。

高木委員

小・中学校の教育をある程度、効率的といいますか、学校によってあまりばらつきがなくするように、最低限の標準仕様を定めるということは賛成なのですが、ちょっとこれだけ見ると何かコンセプトがないというか、夢がないというか。すごく事務的な気がするのです。

例えば、標準仕様が定める内容の中で緑化やエネルギーの活用なんかについては定めるとあるのですが、私が思うに例えば、校舎のバリアフリー化はどうするのか。児童生徒だけではなくて、保護者の中に体が不自由な人がいる場合がありますから、そういった場合の対応というのは今、古い校舎だとできていないですよ。完璧にするのは難しくても、そういうのはどうするのかとか。

あと、トイレの問題。よく、やはり校長先生方とお話をすると、私の国際短大は校舎の建てかえをしたのですが、やはりトイレというのは意外ともたないのです。校舎の耐用年数の前にきつくなって、しかも、建てかえをしないと、なかなか排水というのは抜本的に改善できないので、臭くなるのですよね。あと、和式トイレを使えない問題とか。やはりトイレに子どもたちが行きたくないとかいうのがあるので、学校や市や区によっては、トイレをやはり重点的に置いて、子どもたちがきちんとトイレを使えるようにしようとか。

あるいはICTのことですね。中野区ではノート型パソコンを導入をして、教室でも対応できるようにという形でやっているのですが、でも、各教室に行ってみると、やはり、例えばカーテンが薄くてプロジェクター等を使うのにあまり向いていないとか、やはり配電が足りなくなってしまうとかいうのがあるので、ICTに関しても少しどういうふうに、それは小学校、中学校で違うと思うのですが、コンセプトを持ってやっていかないと、多分、後からつけ足しだと、今現状、小・中学校があるように、廊下をぶざまに配線がはっている。それは古い校舎はどここの学校でも、どここの地区でもそうだと思うのですが、そんな形になってしまうので。

全然反対ではないですし、当然推進しなくてはいけないと思うのですが、もう少しちょっと、大きな中でどうしたらいいのかなというのがあるのではないかなと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

確かに、コンセプトを持って学校の施設整備を行っていくというのは基本的には重要なことだと思っております。

標準仕様自体は、要は効率的な、効果的な財政運用の仕方ということを中心に考えていっているところがございます。

それで、学校自体の要は特性に応じて施設整備をしていくということは当然あり得ますので、ここにも書いてありますように、地域特性に応じた施設整備ということで記載させていただいております、この標準仕様の裏面ですね。裏面の(1)の経緯等の、(1)の下から2行目で「地域特性を生かしながら」というところで、その学校自体のコンセプトを入れていかなければいけないのではないかなというところがございます。

先ほど、高木委員がおっしゃったバリアフリーとかトイレの問題というのはありますけれども、基本的には学校自体もバリアフリー新法というのがありまして、それに基づいてやはりバリアフリーをしていかなければいけないということなのでございますけれども、例えば改築をするに当たっては基本的にはもうバリアフリー化していくということは当然求められているところですし、既存の校舎等もできる限り改修工事をする際にはバリアフリーに対応していくという方向で今、考えているところがございます。

トイレなんかも、現状で和式トイレがやはり多かったりするのですが、洋式トイレに変えていったりとか、やはりバリアフリーのための多目的な用途に使えるトイレにしていったりとかいう方向では、基本的にはこの施設整備計画、標準仕様の中でも、やはりこれは考えていくというところがございます。

教育長

きょう、お出ししている資料は、施設整備計画という大きな計画と、それから、その一部をなす学校施設の標準仕様との、それも計画なのですけれども、その二つをあわせて今後検討していく形にしていこうということをご提案しているのです。

それで、高木委員がおっしゃったバリアフリーであるとか、環境にやさしいとか、やはり今後の中野区の学校をどうしていくのかという議論は当然していただかなければいけませんし、そのコンセプトというか、夢というか目標がないと、なかなか計画というのはもちろん魂がないわけで、それは学校施設整備計画の中できちんと議論をしていただきたい

と心づもりしていて、なかなか説明が足りなくて申しわけないのですけれども。

きょうの資料にもありますように、どちらを、大きなものからつくっていくか、あるいは細部を固めて全体を構想していくかということだと思っておりますが、きょうの資料では学校整備計画は来年の5月から6月ぐらいまでに決定していこうと。その前提として、裏面にありますように、標準仕様等についてはことしの秋中に議論していきたいと思っていて、今後、直近で議論していただくのは標準仕様ということで、まず教室とかパーツを固めていく。それ以降、皆さんおっしゃるような、学校の建物をどうしていくのというところはきちんとコンセプトとして議論していただいて、計画に落としていきたいと思っておりますので、きょうお出しした世田谷とか北区とか、ほかにもいろいろまだ計画をつくっているところがありますけれども、いろいろ資料も出しながら議論していただければと思っています。

#### 渡邊委員

ちょっとまだ理解ができていなくて、再度確認させていただきたいのですけれども、今、他区の標準仕様というものをいただいたのですが、標準仕様というのはスタンダードということで、これはある一定の、例えば校庭の広さはどれぐらいにしろというものが国や都などから示されて、その中で可能な範囲で中野区の標準を決める。ある程度もとがあつて、その中のアレンジしていくと解釈してよろしいのでしょうか。

#### 副参事（子ども教育施設担当）

国等の最低設置基準というのがありますので、基本的にはそれを前提にしながら標準仕様というのをやはり考えていかないといけないというところでございます。

#### 渡邊委員

例えば、小学校のトラックとか校庭とかがやはり一番スペースの問題で苦しくなると思うのですけれども、大体小学校で50メートルの直線をとれとか、中学校で100メートルの直線をとれと言われると、中野区内でそんな校庭はあるかなという、ちょっとクエスチョンがついてですね。一応、標準仕様を決めて、それでそうしましょうと言いながら、最初から無理な計画になっていたら、これは標準でありながら標準を満たす学校がないという、そういう話になりかねないなど。

そういうような懸念ということは大丈夫なのでしょうか。

#### 副参事（子ども教育施設担当）

例えば今、渡邊委員がおっしゃった、直線距離で50メートルとか、100メートルとかと

いう、そういう決め方というのは基本的にはしないつもりなのですが、実際のところ区内の小・中学校というのは、やはり小規模な校庭というのが多いところがございます。だから、工夫しながらいかないといけないのかなと思うのです。

例えば、プールが平地にある状態を例えば重層化して、校舎の中に入れてしまって、校庭をできる限り広くしたりとか。そういう工夫をしながら、広く確保していくとか、そういう工夫をしていくというところかなと思うのです。

#### 渡邊委員

大体わかりました。あと、例えば50年が経過する時期と書いた学校なのですが、多少疑問があって、自分の大和小学校だけでいうと、大和小学校はすでに50年経っているのです。

途中で改築したのが、私が小学校に通っているころなのです。だから、基本校舎は50年を超えていて、改築した部分が平成35年に50年を超えるという。そうになると、躯体というのがどこを基準に、校舎は50年を超えたというのかと思って。そういったスタンダードな考え方はあるのでしょうか。

#### 副参事（子ども教育施設担当）

これは校舎の主要部分ということで、校舎というのは、やはり増改築を図っていたりするので、その建物自体によってやはり年度が違ってくるといのは結構多いのです。だから、一遍に校舎ができたというよりは、何回かに分けて増築をしていっているという。それなので、校舎の主要部分です。大きな校舎の部分でどの程度かというのをはかっていっています。

今後ですけれども、やはり施設調査を行って行って、現状がどういう状態にあるのか、老朽度がどういう状態にあるのかということ測定しながら対応していかないといけないというところかなと思って考えております。

#### 小林委員

今、お話を伺っていて、標準仕様で定める内容は裏面の、例えば学校規模であるとか、普通教室の大きさとかあるわけですが、標準ということですからね。全く縛られるというよりも、まさにここに書いてあるように、地域特性とか、それから校地を買収できるかどうかという問題もあるわけで、なかなかそれを広げられないとなると、それに合わせてということにならざるを得ないと思うのです。

そうしたときに、果たしてここにある内容の面積、平米とか細かく決めていくことがこ

の段階でいいのかどうか。もちろん、それが望ましいのですよということでの一つの標準仕様という考え方でいいのかどうか。それによって、ここでもっと細かく決めるべきことと、ある意味ではアバウトにしておいたほうがいい部分と、両方考え方が成り立つわけですが、そのあたりは現段階ではどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

やはり、きっちり標準仕様を決めていくと、いろいろな土地の形態とかというのもあるし、面積もありますので、対応し切れない状態もやはり出てくるのかなというところがありますので、ある程度やはりアバウトな点も設けていかなければいけないのかなというところだとは考えております。

小林委員

もちろん、私もそう思うわけですがけれども、それでいて、細かい平米までの標準仕様を定める価値がどこまで出てくるかということになるかと思うのです。

ただ、やはり最低これぐらいは必要だとか、そういうものも示していくこともまた教育環境を保証していくという意味では大事かなと思うのですけれども。

そのあたりを今の区の実態だとか、ある程度これぐらいの広さを確保したら、ほぼ全校可能であるとか、逆に用地買収が必要になってくるのだとか、そういったシミュレーションみたいなものというのは、今後、そういったこともやっていかざるを得ないのかもしれないのですが、それはいかがでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

今、やはり現状の土地というのがありますので、それを想定しながら考えていかないといけないというのが、片やあります。

それと、一方、やはり標準仕様というのは、要は効率的に工事を進めていくためとか、あとは限られた財源がありますので、その中でやりくりしていかないといけないというところがありますので。

標準仕様の目的というのは、大規模な、いろいろなコンセプトにしていくと大きな校舎になりがちというのがありますので、やはりそれを抑える意味もあります。だから、それを前提にして、では実際はどのような設計ができるのかということを考えていかないといけないというところだと思います。

小林委員

確かに財源とのかかわりとか、かなり大きな問題になってくると思います。

ただ、そうはいうものの、中身で、例えば普通教室の大きさとかあるわけですが、果たして中野区内でオープンスペースの校舎がどれぐらい必要なのか。これはどちらかという指導の内容にかかわってくると思うのです。

ただ、オープンスペースというのはもう日本でいえば1970年代ぐらいから、特に一部の私立学校を一つの旗頭にして、どんどん広まっていったわけです。

ところが、公立学校の場合には移動を伴いますので、やはりある程度、従来の普通教室にしておいたほうが良いというケースもあるのですが、最近いろいろな考え方があって、例えばいじめの問題だとか不登校の問題だとか、そういうものに対応するときに、それが果たして即効的にオープンスペースが良いかどうかというのはまたいろいろなのですけれども。また個人によってもさまざまだと思うのですけれども。教育内容とかかわって教室の配置の仕方とかオープンスペースのあり方とか、そういうことも考えていく必要があると思うのです。

ですから、ある意味で中野区全体でそういうものを考えていくのか、それとも個別にそういう教育内容とのリンク性をどのようにしていくのか。こういった検討はやはり現場の校長先生だとか教員のいろいろな考え方をできるだけ反映していくということも一つ必要ではないかなと思うのです。

それから、この中には普通教室とかあるのですが、いわゆる公務スペースというのでしょうか、職員室の大きさであるとか。それから職員室というのは職員室兼仕事場であり、指導する場であり、何か物を置く場所であって、もう本当に雑然としてしまっているわけですよね。

一般に教諭は整理がうまくないのだなんていうような厳しい言い方もあるのですが、現実には忙しい時間の中でそういったものを整理できない。ですから、ある意味では公務スペースとか休養スペースとか、これはほかの区の仕様にもありますけれども、そういったものをしっかりととって行って、良好な環境をつくっていくというのでしょうか。そういうことも必要ですし、それから、児童生徒のロッカーとかそういうことも考えていく必要があると思うのです。

ですから、これはいろいろな地区のいろいろな学校を見ると、さまざまなアイデアが出てきて、でもその中で予算を考えたら、ここまでができるのだとかいうようなことがあると思うので、この標準仕様については、私は個人的には大まかな、こういうことは標準的にはこれぐらい必要だけれども、でも実態に合わせて、これについてはいろいろ検討して



いきましょうという、そういう方向の決め方というのが大事ではないかと。

ただ、検討事項は、ある意味では幾つか、しっかりと入れていく必要があるのかなと思っています。

教育長

今、小林委員からいろいろご意見をいただいたこと、もっともだと思うのです。

私どもも、事務局としてそういうふうには考えていますが、今まで中野区の学校建設というのは、こういうスタンダードなものというのがなくて、その都度その都度、一番学校をいっぱい建ててきた時期は子どもの、児童・生徒の数が急増していて、とりあえず土地を確保して、その土地に合った学校をつくってきたというのが現状なのです。

ですので、学校によってはゆとりがある学校もあれば、狭小な中で生活している学校もあって、それこそ50年フィックスされてきているので、やはりこの際、建てかえをしたり改修をしたりというときに、中野区としてやはり最低限ここは押さえましょうと。スタンダードというか、ミニマムとして押さえていって、どこの学校に行っても同じ基準で建てているのです、あるいは改修したのですよというものが無いと、やはりこれから再編でどんどん学校の環境も変えていこうというときに、それこそ格差があってはいけないと思っていますので、少なくともミニマムというかベースを決めた上で、その地域特性であるとか、あるいは学校が負ってきた歴史なども加味した施設が付加されるというようなことを考えていかなければいけないなと思っていますのと、一方で、やはりこれから幾つも建てかえをしたり改修をしたりするときに、やはりどれだけの財政が必要になってくるのかという見通しも、少なくとも1校当たり、このコンセプトでこのスタンダードでいけば何十億なりかかるのだということを示していかないと、やはり中野区の財政ももたないということもありますので。夢はいろいろありますけれども、少なくとも最低限、中野区としてこれだけは子どもたちに提供にしようよというものをつくっていきたいというのがこの主旨なのです。

大島委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

今の教育長の説明でよく理解できたと。

小林委員からもお話がありましたように、やはり、例えば私が言ったバリアフリー化とかトイレというのは、標準仕様をベースで決めていって、その後でももちろん間に合うも

のもあると思うのです。

例えば小林委員がお話しされたオープンスペースやオープン型教室の問題というのは、やはりコンセプトとかかわってくるので、少し同時進行ぐらいで詰めなければいけないかもしれないし、あと、私が先ほど言ったICTなんかだと、どういうふうに使っていくかによって、やはり教室のスペースどりの問題とか、あと配線。コンピュータ室のスペースも絡んでくるので、これは少し標準仕様のときに議論が必要なのかなと。

あるいは、地域社会とのかかわりの中といった形になってくると、これはもう標準仕様の中にちょっといるのかなと思うのですが、おおむねベース部分でというお話であれば、十分理解できる。

1点ちょっと質問でもないのですが、中野の区立の小・中学校というのはほぼ、校舎整備指針に沿って小学校はおおむね3階建て。4階建てが一部あると思うのですが。で、中学校は4階建てで納まっていると思うのです。

ただ、先ほどの話だと日影規制との関係で、同じ規模のものが建てられないといった場合、例えば一部、小学校で今は3階建のものを4階建てにするとか。あるいは、中学校で、場合によっては5階建てというのは、ほかの区ではあると思うのですが、それは今はまだ検討中ですか。

副参事（子ども教育施設担当）

日影規制の関係でやはり考えていかないといけないというところになりますけれども、階数に関してはまた用途地域との絡みがありますので、今、何階建てられるかという。

それと、日影規制の場合だと、要は北側斜線が実際にはかかわってきますので、その敷地内での配置上の問題もやはり含んできますので、その部分も要は個別具体的に考えていかないといけないというところになります。

だから、標準仕様の中で、そこまで考えていくかどうかというのは、検討を要するところかなと思います。

高木委員

わかりました。例えば第1種住専だと10メートルとかという絶対的な高さ制限がありますから、それはもう5階とかはできないですね。場合によっては、用途地域によっては、標準ではないところで検討していくという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

標準仕様で決められないところはやはり別個に決めていかないといけないというところ

です。

教育委員会事務局次長

基本的には必要な面積というのは確保しなければならない。標準的なもので出します。今、委員がおっしゃったように、何階建てのなるかというのはやはり面積を確保しなければならないということがありますので、建築基準法上とか問題がなければ上に上がっていくこともやむを得ないのかなと。

ただ、基準法の中で入ってくるものの枠の中ではどういった工夫をしなければならないか。面積を減らすようなことはできませんので、それは工夫をしなければならないというので、ある程度の教室の広さとかそういうのは標準的なものを決めていかなければならない。

既存のものは既存のもので、躯体だけになっていてやったとしたら、教室の面積は広げられませんので、それはその中での工夫をしなければならない。

ある程度のしっかりとした、教育をする場としてのちゃんとした環境を確保するという意味での標準仕様と考えています。

ですから、建築基準法上の問題とかいろいろなことが出てきた場合には、個別の案件に対してはそれは柔軟な対応をしなければならないと考えています。

小林委員

これは私の個人的な考えということになるかもしれないのですが、例えば一例を挙げますと、学校にはプールが必ずあるわけですね。これは学習指導要領のかかわりであるとか、さまざまな国の基準だとか、そういうものがあるわけですから一概には言えないと思うのですが、私のこれまでの経験だとか考え方では、必ずしも全部の学校にプールが必要なかどうかですね。

例えば、小・中が隣接しているような場所で、適当な地域に地域開放型のプールをつくって、その際、教育活動を優先したりとか。又は夏行うプールを他の季節にも行えるように室内型のそういうプールにするとか、柔軟な発想というのでしょうか。本当に子どもたちにとって、今、保護者や地域が求めているものが何なのかと。そういった効率のいい建て方をして、そしてその分をもっと違う教育環境を充実させていくのに使っていくとか。

要するに学校というのは、もう本当に50年、100年、同じような繰り返しで、ただ中身をどうするかぐらいな感じなのですが、もっと抜本的にそういうものを考えていくような契機にしていくことが大事なのではないかなと。

プールなんかは建設費、維持費で、実際、稼働を考えたときに、果たしてどうなのだろう

うか。その分をもっと子どもたちのために何かいろいろ使えるのではないかと思うことがよくありますので、ちょっとそういう視点からも、プールだけではなくて、さまざまな部分ですね。例えば、本区ではだんだんやってきていると思うのですが、新たな体育館なんかも、冷暖房を完備していけば、仮に、例えば地域住民の方がそこで避難所になったときも有効活用できるとか。

そういった学校だけではなくて幅広い視点で、子どもたちがただ単に贅沢をするというそういう視点ではなくて、よりよい教育環境を提供していくという点で、少し原点から考えていく必要があるのではないかなと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

私からなのですが、確かに今、いろいろ耐用年数とかそういうことからして、整備しなければいけないということは共通認識だと思うのですが、その中身について何かこの、標準仕様で、では何については何平米がいいのかと事務的に進めていくということの前に、やはり今一度、中野の教育にとって校舎とか施設がどういうものがあるのかというように根本に立ち返って考えてみる必要があるのではないかとということで、今、小林委員のほうからも大変有益なご意見をいただきましたし、私も、そもそも校舎にしても中野の校舎は大体伝統的な普通教室があって、壁と扉で仕切られているという教室。そこに廊下がついていると。こういうスタイルの学校が全部だと思うのですけれども、世の中のいろいろな例を見ると、オープンスペースというのでしょうか。教室の壁が腰ぐらいまでしかなくて、上があいているとか、あと、広い廊下というより、広い共有スペースみたいなものをつくっている学校とかいう例もあるようです。

それはそれなりの教育理念に基づいてそういうスタイルにしていると思うのですけれども、中野ではどうするのかという。オープンスペースというか、オープン型のほうがいいのかということでもないのですけれども——個人的にはいいと思っているわけではないのですが、でも、そういうこともどうなのか。教育の内容をどういうふうにするのかということまで立ち返って、それで今、お話に出たプールとかそういうほかの施設のことも含めて、根本的な中野の方針というのをちょっと考えてみる必要があるのではないかなと思いました。

なので、整備計画とか標準仕様をどんどん事務的に進めていくというのではなく、ちょっとその前にもう一度大きなコンセプトといいますか、それをちょっと全員で考えて、共有

したいなと思っていますので、事務局のほうでも、ちょっとその辺も踏まえて、また我々で協議できるような機会をつくっていただきたいなと思います。

渡邊委員

希望ですけれども、標準仕様の定める内容、資料の裏のページのところの規模とか施設、その他、緑化、自然エネルギーというところに、やはり学校は地域の資源なので、バリアフリーという言葉をやはり入れていただきたい。地域にとって学校は子どもたちだけのものではないので、何かあったときに一番頼りになる場所ですので。ですから、バリアフリーという言葉はどこかに入れておいていただきたいなという希望です。

高木委員

私も今の渡邊委員の意見に賛成で、私どもの学校が体育館をつくる時に、当然もうバリアフリー法ができていたのです。

それに沿って出しましたら、区からご指導をいただいて、もちろん多目的なトイレは設置していたのですが、体が不自由な方向けのシャワー室をつくってくださいとか、あるいは地震があったときにすぐに外に出られるように、体育館の床面積と外との段差はなくしてくださいというような一步踏み込んだご指導をいただいたのですね。

そうしますと、高齢者対応だけではなくて、区として標準のものがいると思いますので、やはり一言、入れていただければと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

バリアフリーに関してはやはり重要なことなので、これは入れていきたいなと思います。

それで、先ほど教育内容にまで踏み込んで施設整備を考えるという話も、やはりちょっと協議の場をまた設けさせていただきたいなと思っております。

大島委員長

では、あとはよろしいでしょうか、

それでは、学校施設整備計画及び標準仕様につきましては、今度もさらに協議を進めたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

以上で協議事項を終了します。

<報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、8月23日の第25回定例会以降の主な委員の活動について、一括してご報告します。

8月23日、教育委員会の行われた日の夕刻からですが、中野区立中学校PTA連合会との懇談会がありまして、委員全員が出席いたしました。

一括の報告は以上です。

次に、各委員のほうから以上の報告につきまして補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

私から、今、報告にありましたPTA連合会との懇談会、各委員の方からもご感想等の話があるかもしれませんが、これは教育委員と中P連と略称しておりますけれども、その役員さんたちとの懇談会を毎年行っております。

中P連の役員の方々、主なメンバーは各区立中学校のPTAの会長さん、それからそのOBの方ということです。

毎年、役員の方たちは区内の各区立中学校を全校回って、いろいろ施設の点検等をしてくださっています。それに基づいて、いろいろ修理してほしい箇所とかの指摘もありますし、それから教育の内容についての要望などもしてくださっています。それで立派な小冊子にまとめていただいたものを私たちもいただいたわけです。

当日もそれに沿って再編計画についてとか、特別支援教育についてとか、教育環境の改善の関係で、教育相談室の整備のことですとか、図書館の充実など、いろいろな方面についてのご要望を出していただきました。本当に、そうやって各学校を回って改善事項などを調べていただいたりして、その労力と熱意には本当に頭が下がることで、ありがたいと思っております。

お金がかかる修理、改善などにつきましては、特に教育長のほうに我々からもご要望をしました。予算の許す限りで対応してくださっていると思いますけれども、そのほかのいろいろな教育環境のことについてもご意見をいただいて本当にありがたいし、我々もなるべく、もっともっと改善するようにしたいなと思ひまして、大変有意義な懇談だったと思います。

では、小林委員、何かありますか。

小林委員

私も23日の中学校PTA連合会との懇談会に出席をいたしました。こういった会で陥りがちなのは、何か会のためとか、そういったことになってしまいがちなのですが、決してそうではなくて、本当に中学生のためにどうしていこうかという。ただ単に役員だけではなく、保護者全体、それから地域の方の大きな組織のバックというのでしょうか。さまざまな有効な、有益なお話をいただきました。

今後、そうしたことを踏まえて、この教育委員会の施策の中にも生かしていくべきことも幾つかあったように思いますので、私も改めて考えを深めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

大島委員長

では、高木委員。

高木委員

私も中P連との懇談会に出席させていただきました。非常に有意義な懇談ができたなと思っております。

以上です。

大島委員長

渡邊委員。

渡邊委員

私はことしからなので、初めてこの会に参加させていただきました。

自分たちの仕事の医療と合わせると同じようで、教育をする子どもたちに向かうのは保護者であり、教師であり、また教育委員会だとか事務局だとかということで、小・中の連携とかいう話をしていたのですけれども、保護者とか教員とか教育委員会との連携ということの大切さをすごく感じて、やはり意思疎通をよくしなければ結局トラブルも多くなりますし、トラブルの解決の道はそういったところにもあるなと感じて、こういった会は非常に重要だなと感じて、やはり保護者とも先生とも教育委員会とも顔の見える関係、ものを言える関係がこうやって築かれていくのだらうと思って、こういった機会は多く持てればよりよい教育環境というのはつくられていくのではないかと感じました。

以上です。

大島委員長

教育長。

教育長

特にございません。

大島委員長

では、各委員からの報告につきまして、補足、質問等、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

大島委員長

事務局報告事項の1番目、「登録有形文化財（建造物）の登録について」の報告をお願いします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今回、区内に新たに国の登録有形文化財として登録されることが決定いたしました建造物がありますので、お手元の資料をもとにご報告させていただきます。

対象となりましたのは、中村家住宅洋館でございます。今回、文化審議会の答申を受けて、他の全国172件の建造物とともに7月19日、決定したものでございます。

まず、この資料の中身に入る前に、この国の制度についてでございますが、これまで国の文化財保護法に位置づけられる建築物保護の仕組みとして、国宝、それから重要文化財がございましたが、平成8年度、新たにこの登録有形文化財の制度ができました。

主旨といたしましては、何もしなければ消滅してしまう文化的価値のある建造物に一定の評価を与えつつ、ゆるやかな規制、例えば住居として住み続けながらとか、又はホールでありますとかレストランなど観光資源としても活用しながら、改修を行う場合、例えば一定の範囲以内なら届出も不要だというような形で、所有者に負担をかけないで活用しながら守っていくというものでございます。

登録基準といたしましては、原則、建築してから50年以上を経過したもののうちから、国土の歴史的景観に寄与するもの等と評価される場合に対象となってくるものでございます。

区内で国の登録有形文化財として登録されたのは、みずの塔として知られております旧野方配水塔に続きまして2例目でございます。配水塔は公園の一部として区の所有となっておりますので、一般の方の住宅としては今回が初めてでございます。

この建物の概要につきましては、資料の項目の大きな1番にあるとおりでございます。



所在地は中野中学校の北側に隣接してございまして、建物は明治後期に港区芝に建造されたと推測され、大正4年に現在地に移設されたものでございます。

次に資料の大きな2番の建物の特色と登録理由でございまして、裏面に写真を掲載してございますので、あわせてごらんいただければと思います。

屋根は日本瓦葺き、外壁は横板張り、1階は玄関、寝室、居間、廊下。2階は洋室、和室、廊下で構成されております。

1階、2階、洋館の北側には暖炉がございまして、2階の暖炉は細かな彫刻を施した大理石で構築されてございまして、天井は木製の装飾を回した板張りでございまして。玄関部分のステンドグラスなど、大正期のももございまして、全体としては内外装ともに明治期の特徴を濃厚に残しているといえるものでございまして。

続きまして、資料3番の来歴でございまして、当時、衆議院議員望月右内氏の邸宅が現在の中野中学校の敷地にございまして、この洋館はそこより一段高いところにありまして、迎賓館として使われていたということでございまして。

その後、中村家の所有となり、現在でも所有者がお住まいになってございまして。

続きまして、大きな4番。今回登録するに至った経緯でございまして、教育委員会として平成19年度から平成21年度にかけて、中野区大正・昭和前期建造物調査を行いました。

この過程で、所有者がこの建物の文化的価値が高いこと、それからこの国の制度があることを知りまして、文化庁に申請しまして、区もこれに意見書を添えたものでございまして。

現在、所有者がこの建物にお住まいということもございまして、今後の一般区民への案内でございまして、か建物の公開につきましては、所有者と十分に協議し、配慮しながら行っていきたく思っておりますが、まずは生涯学習スポーツ情報紙『ないせす』11月号に登録されたことの紹介記事を掲載いたしたいと考えております。

私からの報告は以上でございまして。

大島委員長

では、ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご発言がありましたらお願いします。

小林委員

ちょっと伺いたいのですが、これは国の文化審議会の答申でこうなったということですが、中野区から申請したということによろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

まず国のほうに申請をいたしましたのは所有者の方でございます。それについて区の意見ということで、教育長名で副申という形で意見書を出しておるところでございます。

小林委員

区内にまだこれに類するようなどいいうか、貴重な建物とか、さまざまあるのかもしれませんが、そういった把握の状況というのはいかがなのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

どこまでが貴重かというのは大変難しいところがございますけれども、先ほど申しましたとおり、『中野を語る建物たち』という形で冊子にまとめたのが先ほど申し上げました平成19年度から平成21年度までの中野区内の大正期昭和前期の建物の調査報告書でございます。

この調査をした目的は、区の文化財保護審議会の中でどんどん戦前・戦後の建物がなくなってしまうのではないかと。まずこの調査を区内悉皆に行い、その中から次の保存策、活用を決めていこうということで行いました。

この調査の中から、調査対象となられた方もその価値に気づいたということもございまして、今回もその流れで、所有者が申請されたものでございますので、こういったものを生かしながら、区といたしましてもそのような所有者に対しては積極的な申請のお手伝いなどをしていきたいと思っております。

渡邊委員

中野区はどんどん生まれ変わってきていますが、やはりこういった文化財というのをすごく大切にしている区とか、そういったイメージで文化財がふえることは本当にうれしいことだと、喜ばしいことだと思っております。

今説明があったように、その調査をして、やはり積極的に残せるものとか、保持できるものがあれば、ぜひ区のほうに頑張っていただきたいなど。希望になりますけれども、そう思っております。本当にすばらしいことだなど。

大島委員長

この中村家住宅というのは、現にお住まいだということですので、写真はいただきましたけれども、中を一般の人が見るということにはできないということですね。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

きょう、ご報告しました程度の周知につきましては、ご了解を得ているところです。

ただ、民間の方でございますので、例えば区がどういう周知をしたらどういう区民の反

応があるのかというところも見えにくいところもございますので、今後、協議をしながら、思いとしては積極的に、しかし、所有者の意向を十分大切にしながら、例えば部分的に公開とか、期間を決めて、そういうこともできればいいなとは思っておりますが、今後の協議となっております。

大島委員長

わかりました。

小林委員

今までもやってきているとは思いますが、こういったものを周知徹底するというのは、いろいろな区民に対して啓発の活動をしていくということですが、学校での指導の場面で、例えば生活科とか社会科とか、近隣の小学校なんかはこういったものを積極的に活用していくのでしょうか。やはり郷土を愛する、そういったものを育てるという視点でも重要かと思うので、ぜひ学校にもこういったものを積極的に啓発していただければと思います。

大島委員長

それでは、今学習スポーツ担当副参事から報告がありました、平成 19 年度から調査した結果をまとめた『中野を語る建物たち』という調査報告書を、これは私や高木委員はそのときいただいているのですが、今度新しく委員になられた小林委員と渡邊委員はお持ちでないと思うので、ぜひ、非常に貴重な報告書でもございますし、ごらんになっていただきたいと思っておりますので、後ほどお渡しいただければと思います。

それでは、このご報告についてはよろしいでしょうか。

では、学習スポーツ担当浅川副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞ、ご退室ください。

続きまして、事務局報告事項の 2 番目、「平成 25 年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは「平成 25 年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率について」ご報告いたします。

まず、1 番上の欄でございますけれども、小学校、認定者数が 1,931 名。在籍者数が 8,622 名おりましたので、認定率としましては 22.4%でございます。

続きまして、中学校については 1,027 名の認定者数。在籍者数が 3,295 名でありますの

で、認定率としましては 31.2%ということでございます。

小・中学校を合わせまして合計の認定率につきましては 24.8%で、約 25%ということでございます。

続きまして、下の欄でございますけれども、過去 10 年間の認定者数と率の推移を掲載してございます。まず、左側の小学校につきましてはこの 10 年間、約 23%前後ということで、それほど大きくは変わってございません。真ん中、中学校につきましては、徐々に認定率が高くなっているというところでございます。

下の欄にグラフをご用意させていただきました。こちらを見ていただくと一目瞭然かなと。一番上のところが中学校ということで、一番下の線が小学校ということでございます。中学校については、ごらんのとおり、徐々に伸びていると。若干、今年度は下がりましたがけれども、小学校に比べて伸びているという状況でございます。

報告は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がございましたらお願いします。

渡邊委員

確認をさせていただきたいのですけれども、認定者数、在籍者数というのは、今回ここで認定された方、在籍数は全生徒ということでしょうか。

副参事（学校教育担当）

中野区立の小・中学校に在籍する全ての児童・生徒の数ということでございます。

渡邊委員

単純に 4 分の 1 の方がこの援助を必要とすると考えてよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

委員ご指摘のとおり、全体では約 4 分の 1 がこういった就学援助を必要とするということでございます。

渡邊委員

これは中野区はこういう数値で、推移も見せていただきましたけれども、東京都 23 区の中ではどういった位置づけに、今、中野区はあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

23 区に限りますと、各区によってかなり率のばらつきがございます。

中野区よりも認定率が高い区もありますし、低い区もあるということで、23 区だけ見て

もかなりばらつきがあるというところでございます。

渡邊委員

もしそういった23区の一覧でもあれば見せてください。よろしくお願いいたします。

大島委員長

では、事務局のほうで、今、渡邊委員からご要望のありましたことにつきましては、何か表にまとめたものを作成していただければと思います。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、前にも伺ったかもしれませんが、就学援助の申請のやり方について、大体各学校で生徒全員に封筒入りのものを配って、全員、援助を申請する人もしない人も関係なく全員それを提出しなさいというような形で、誰が申請したかというのがわからない形でやっているのだと思うのですが、これは各学校でそういう形でやっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

委員長のご指摘のとおり、各学校におきまして、全員につきまして書類を用意して、必要な方については申請をしてもらうという形でお願いしてございます。

大島委員長

ごめんなさい。必要な人だけ出しなさいというのではなくて、私の娘が通っていた学校などは、必要ある人もない人も、とにかく封筒を全員出しなさいという形でやっていたのですが、そんなやり方でやっているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

済みません、ちょっと説明不足でございました。全員に出していただいているということでございます。

大島委員長

わかりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは続きまして、事務局報告事項の3番目、「区立小・中学校卒業生進路状況について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは区立小・中学校卒業生進路状況についてご報告いたします。

こちらにつきましては毎年実施をしてございます5月1日現在の学校基本調査——国の

調査でございますけれども、これの資料から作成してございます。

まず1番目でございます小学校の卒業者の進路状況でございます。

1番下の欄、平成24年度の欄をごらんください。卒業者数は1,473名でございます。

進路別の内訳でございますが、都内の中学校でまず公立でございますけれども、1,126名。率にしまして76.4%。次に、都内の国立でございます。10名で、率にしますと0.7%。同じく都内の私立の学校が316名ということで、率にしまして21.5%というものでございます。それと、都外への進学が21名ということで、1.4%ということでございます。

続きまして2番目。中学校の卒業者の進路状況でございます。こちらも1番下の欄、平成24年度の欄をごらんください。卒業者数は1,088名でございます。

進路別の内訳ですが、進学した生徒さんが1,074名ということで、こちらが98.7%でございます。次に、専修学校等への入学者が7名で0.6%。就職された方が5名ということで0.5%。在家庭者等というのが2名でございます。こちらは受験したけれども不合格になってしまったとか、そういった方が2名ということでございます。

続きまして、1番下の欄でございますけれども、進学者1,074名の進学先の内訳でございます。こちらも1番下の欄をごらんください。平成24年度でございます。まず都内の公立の高等学校等でございますけれども、こちらに進学した方が597名ということで、55.6%。内訳は上のほうから全日制、定時制、通信制高等学校、それと高等専門学校、それと特別支援学校となっております。次に、都内の国立が9名で、0.8%。私立が445名で41.4%。都外が23名の2.1%ということでございました。

報告は以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

数的に、この最後の平成21、22、23、24年度と、高校進学率、全日制、定時制を含めて、また私立の割合とか、こういったところに非常にばらつきは多少あるけれども、同じ傾向が見えているなどは思うのですが、今年度とか最近に、この表にあらわれないような傾向というのは何か報告されているとか、そういうような検討をされているということはないでしょうか。

副参事（学校教育担当）

あくまでも学校基本調査ということで、数的な部分でしかこちらとしては把握してござ

いません。

個々のどういった高等学校に進んでいるかとか、そういったところは把握してございません。

渡邊委員

ありがとうございます。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

高木委員

小学校の卒業者の進路状況ですが、進路別の内訳が都内中学校と都外等となっていますよね。

下のほうの中学校卒業だと、高等学校と高専や特別支援学校は分けているので、このところも、例えば都内中学校と書いてありますが、中等教育学校ですとか特別支援学校に行った児童というのは、都外等の「等」に入るという理解でよろしいのでしょうか。

例えば具体的に言うと、東京大学教育学部附属中等教育学校は中学校ではなくて中等教育学校なので、学校基本調査の区分に従ったとき、都外等の「等」になるのか、それとも都内中学校の国立のほうに入っているのかを教えてくださいたいのです。

副参事（学校教育担当）

恐らく国立のところに都内の中学校ということでございますので、こちらの都内中学校の国立に入っているというような認識を持っております。

小林委員

今の中等教育学校に関しては、区内ではそういった国立ですけれども、今、いわゆる都立の中高一貫校がふえてきていますので、これは中等教育学校はもう学校として学校教育法上でも認められている学校ですから、今後別途に集計していくことも大事かなと思います。

中等教育学校の評価はさまざまですけれども、一応、そういうのを押さえておいたほうがいいように思います。

教育長

最近、いろいろなタイプの学校が出てきたり、法律上も規制緩和になってきているということで、小林委員がおっしゃったのだと思うのですが、この調査は基本的に文部科学省の様式に従って調査されています。

中野区の裁量がきく調査ではないのですけれども、ただ、ご指摘のようにいろいろな中学校がふえていますので、今後、機会がありましたら、どういう区分になってこの調査が集計されているのかということも含めて、ご報告をさせていただければと思います。

高木委員

そうしていただけると、例えば下のほうの中学校卒業だと特別支援学校に進んだ生徒さんの数がわかるのだけれども、小学校の場合はそれがちょっと見えてきませんので、ここの中で細かい内訳で特別支援学級に進んだ生徒までは要らないと思うのですけれども、やはり支援校に進んだ生徒さんとか、中等教育学校さんとかいうのはできればわかると、下との整合性が出るかなと思いますので。今後、検討していただければ。

大島委員長

この、きょう出していただいたのは国の定めた基準による、こういう分類での作成だと思うのですけれども、中野区の教育委員向けにもう少し、高木委員がご指摘されたようなこともわかるようなものも別につくっていただくとか、ちょっとその辺、検討していただければと思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

では、そのほかに報告事項はありますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の方に9月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせいたします。

9月の教育委員会定例会の開会予定は議事日程表の裏面に記載してございます。後ほどお読み取りください。

これを持ちまして教育委員会第26回定例会を閉じます。

午後11時25分閉会